消防危第 31 号 平成29年1月26日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (通知)」の一部改正について

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する運用については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」(平成10年3月11日付け消防危第22号。以下「22号通知」という。)によりお願いしているところであります。

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所において圧縮天然ガス等のディスペンサー及びガス配管を設置する際は、給油空地及び注油空地以外の場所とすることとされておりましたが、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第3号)が本日公布・施行され、一定の措置等を講じた場合、圧縮天然ガスのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができることとされました。

このたび、22 号通知の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、 各都道府県消防が災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されます ようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的 助言であることを申し添えます。

記

- 1 22 号通知の一部改正 別添のとおり改正する。
- 2 その他

- (1) 上記の改正部分の運用は、平成29年1月26日から施行とする。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:金子係長、横山事務官

TEL03-5253-7524/FAX03-5253-7534

消防危第 22 号 平成10年3月11日

改正 平成 29 年 1 月 26 日消防危第 31 号

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁危険物保安室長

圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の 指針について(通知)

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)第17条第3項第4号並びに危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「則」という。)第27条の3及び第27条の4に基づく圧縮天然ガス又は液化石油ガス(以下「圧縮天然ガス等」という。)を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充塡するための設備を設ける給油取扱所(以下「圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所」という。)の技術上の基準については、下記のとおり運用上の指針を定めることとしたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的 助言であることを申し添えます。

記

- 第1 圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- 1 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備
- (1) 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管(ガス栓(ガス事業法(昭和29年法律第51号)と高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用の境界となるガス栓で、通常「区分バルブ」といわれているもの)から先の部分に限る。)を主な設備とするものであること(図1-

- 1、図1-2参照)。
- (2) 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令 第 52 号) 第 2 条第 1 項第 20 号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮 機、貯蔵設備、充塡用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とす るものであること (図 2 1、図 2 2 参照)。
- (3) 防火設備(一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号の防消火設備のうち防火設備をいう。第1-3(1)及び(3)を除き、以下同じ。)とは、火災の予防及び火災による類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。
 - ア 圧縮天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。)を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。
 - イ 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。
- 2 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備 の技術上の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般高圧ガス保安規則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、則第27条の3第6項各号に定める基準に適合することとされている。この場合、次の事項に留意すること。

(1) 圧縮天然ガススタンド関係

ア 圧縮機

- (ア)ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあってはこの限りでない。
- (イ) 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、 貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止 弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

イ 貯蔵設備

貯蔵設備は、専用タンクの注入口及び則第25条第2号に掲げるタンクの注入口(以下「専用タンク等の注入口」という。)から8m以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下又は次の(ア)若しくは(イ)に適合する場所に設置される場合にあってはこの限りでない。

- (ア) 専用タンク等の注入口に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所。
- (イ)専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から、3 m以上離れた場所。 なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危 険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力 を有するものであること。

ウ ディスペンサー

- (ア)ディスペンサーの位置は、給油空地及び注油空地(以下「給油空地等」という。)以外の場所とするほか、充填ホースを最も伸ばした状態においてもガスの充填を受ける自動車等が給油空地等に入らない等、自動車等が給油空地等においてガスの充填を受けることができない場所とすること。ただし、則第 27 条の3第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- (イ) ディスペンサーを給油空地に設ける場合、則第27条の3第6項第6号イの 規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされている ことから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必 要となること。
- (ウ) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- (エ) 自動車等のガスの充塡口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充塡口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (オ) 著しい引張力が加わった場合に当該充塡ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。
- (カ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵 又はポール等を設置する方法があること。

エ ガス配管

- (ア) ガス配管の位置は、給油空地等以外の場所とすること。ただし、則第 27 条 の 3 第 8 項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- (イ) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例として、次のような方法

があること。

- a ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
- b ガス配管を地下に埋設する方法
- c ガス配管をトレンチ内に設置する方法
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (エ)漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例として、ガスが有効に排出され ないトレンチ内部があること。
- (オ) 則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号二 (3) ただし書に規定する配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における 4 分の 1 以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- (カ) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(2) 液化石油ガススタンド関係

圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管については(1)ア((イ)を除く。)、イ、ウ((ア)ただし書及び(イ)を除く。)、エ((ア)ただし書及び(カ)のガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)の事項に留意するほか、受入設備及び充塡用ポンプ機器については以下の事項に留意すること。

ア 受入設備

- (ア) ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることのない場所に設けること。
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

イ 充塡用ポンプ機器

- (ア) 液化石油ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置としては、次のようなものがあること。
 - a 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合 に、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧

力以下とする措置

- b 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸入側で気体が吸入された場合にポンプ を自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するお それのあるものにあっては、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこ と等により圧力を最大常用圧力以下とする措置
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、充塡用ポンプ機器の周囲に防護 柵又はポール等を設置する方法があること。

(3) 防火設備関係

ア 防火設備の位置は、給油空地等以外の場所とすること。

- イ 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の 災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- 3 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及 び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、2 (1)の該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

(1) 地下室

- ア 地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分(以下「地上部分」という。)は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し(地上部分を高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。)、通気管の先端部から水平に4m以上の距離を有すること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5m以上とすることができる。
 - (ア)地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備(令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下第1-3(1)及び(3)において同じ。)を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められるものであること。
 - (イ) 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。
 - a 地上部分に高さ 60cm 以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口に は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。
 - b 地下室に通ずる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検 知設備(以下「可燃性蒸気検知設備」という。)を設けるとともに、当該設 備と連動して作動する換気装置を設けること。
- イ 地上部分は、専用タンク等の注入口より2m以上離して設けること。ただし、

当該地上に係る部分が、高さ2m以上の不燃性の壁により専用タンク等の注入口 と区画されている場合にあっては、この限りでない。

- ウ 地上部分は、給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等に より区画すること。
- エ 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を 設けること。
- オ 地下室には出入口及び吸排気口以外の開口部を設けないこと。
- カ 階段の地上への出入口には、高さ 15cm 以上の犬走り又は敷居を設けること。
- キ 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたのすき間等から漏れた危険物その他の 液体が浸透しない構造とすること。
- ク 地下室は、天井部等に漏れたガスが滞留しない構造とすること。
- ケ 地下室には、点検等が可能な通路等を確保すること。
- コ 地下室には、常用及び非常用の照明設備を設けること。

(2) 換気設備

- ア 吸気口は、地上2m以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で4m以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。
- イ 排気口は、地上5m以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設けること。
- ウ 換気設備は、700m³/hr以上の換気能力を有する常時換気設備とすること。
- エ 換気設備は、地下室の天井部等にガスが滞留しないように設けること。
- (3) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等
 - ア 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の4分の1以下の濃度でガスの漏えいを検知し、その濃度を表示するとともに警報を発する設備(以下「ガス漏えい検知警報設備」という。)を有効にガス漏れを検知することができるように設けること。また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止することができる措置を講ずること。
 - イ 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。
 - ウ ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可 燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずること。
 - エ 地下室には熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を

設けること。

(4) その他

ア 地下室内には、室外から操作することのできる防消火設備を設けること。

- イ ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下 室内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を 30 分以上稼働することが できる非常用電源を設けること。
- ウ 令第 17 条第 3 項で準用する同条第 2 項に定める屋内給油取扱所に設ける場合 にあっては、令第 17 条第 2 項第 10 号の規定に抵触しない構造とすること。

4 その他の位置、構造及び設備の技術上の基準

- (1) 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものとすること。
- (2) 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、 貯蔵設備、充塡用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備(地盤面下 に設置されたものを除く。)に達することを防止するための措置は、簡易タンク及 び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火 設備との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の 設置状況及び水量を考慮して、排水能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものとする こと。
- (3) 固定給油設備(懸垂式のものを除く。)、固定注油設備(懸垂式のものを除く。) 及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これらの設備 の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。
- (4) 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備(ガスが通る部分)で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法があること。
- 5 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合 (1)要件

下記ア又はイのいずれかの要件を満たす場合は、則第 27 条の 3 第 6 項第 4 号ハ (1)及びニ(1)の規定にかかわらず、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス 配管を給油空地に設置することができる。なお、当該給油空地は、固定給油設備の うちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース

機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

- ア 給油空地において、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれ を含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有する もの(以下「ガソリン等」という。)を取り扱わず、軽油のみを取り扱う場合。
- イ 次の(ア)~(ウ)に掲げる措置をすべて講じた場合
- (ア) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置した給油空地に 設ける固定給油設備の構造及び設備は次によること。
 - a 給油ホース(ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。)の先端部に、 手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
 - b 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの(ラッチオープンノズル)及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの(非ラッチオープンノズル)の二種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル(ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。)にあっては、次の(a)及び(b)によること。
 - (a) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動 的に停止する構造のものとすること。構造の具体的な例として、給油ノズ ルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態 で固定する装置が解除される構造等があること。
 - (b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとすること。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
 - c 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあっては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあっては、15 リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖

しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

- d 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を 自動的に停止する構造のものとすること。当該構造は次の(a)及び(b)に よること。
 - (a) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その 他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。
 - (b) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100リットルを標準とすること。
- e 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定 給油設備にあっては、ホース機器。)には、当該設備が転倒した場合におい て当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡 散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配 管遮断弁の設置又は逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ 機器を有する固定給油設備の場合を除く。)によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(イ) 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガス を充塡するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペ ンサー及びガス配管が設置されている部分(以下「圧縮天然ガス充塡場所等」 という。)に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意すること。

- a ガソリン等の漏えいが想定される範囲について
 - (a)漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること(図3参照)。

(b)漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、(a)の漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、図4に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

- b 圧縮天然ガス充塡場所等について
 - (a) 圧縮天然ガスを充塡するために自動車等が停車する場所 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充塡する ために自動車等が停車する場所とすること。
 - (b) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている 部分とすること。
- c その他
 - a 又は b に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所(範囲)を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充塡場所等やアイランドを適切に配置した例を図 5、図 6 に示す。
- (ウ) 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置(緊急停止スイッチ)を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(2) その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

第2 留意事項

- 1 消防法上の設置の許可に係る事項
- (1) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法(昭和23年 法律第186号)第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安 法第5条及び第14条)を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を 受けた後に消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、則第27条の3第 6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定(圧縮天然ガス タンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油

ガススタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。)に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

- (2) 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査(高圧ガス 保安法第20条)が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る完成検査 (消防法第11条第5項)においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認 をもって行うことができるものとすること。
- 2 予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に 関する事項を定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給 油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油 設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めるこ と。

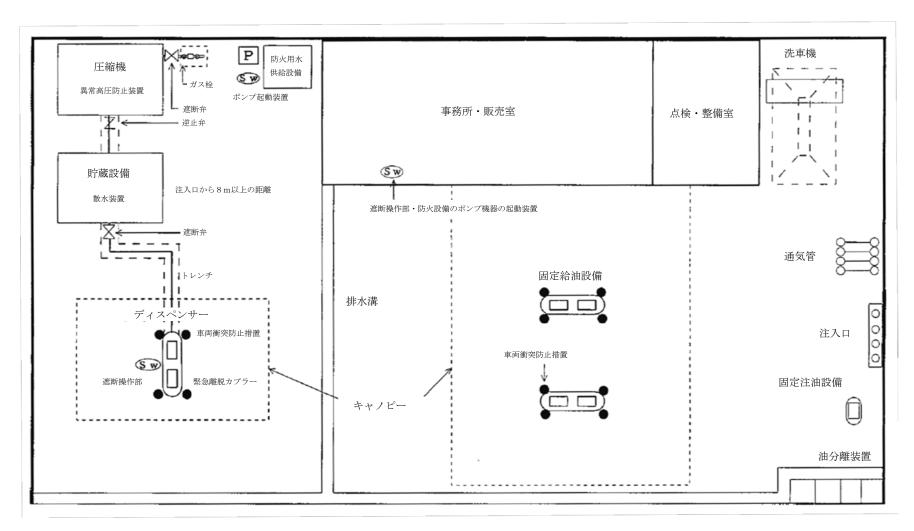


図1-1 圧縮天然ガス充填設備設置給油取扱所のモデル図

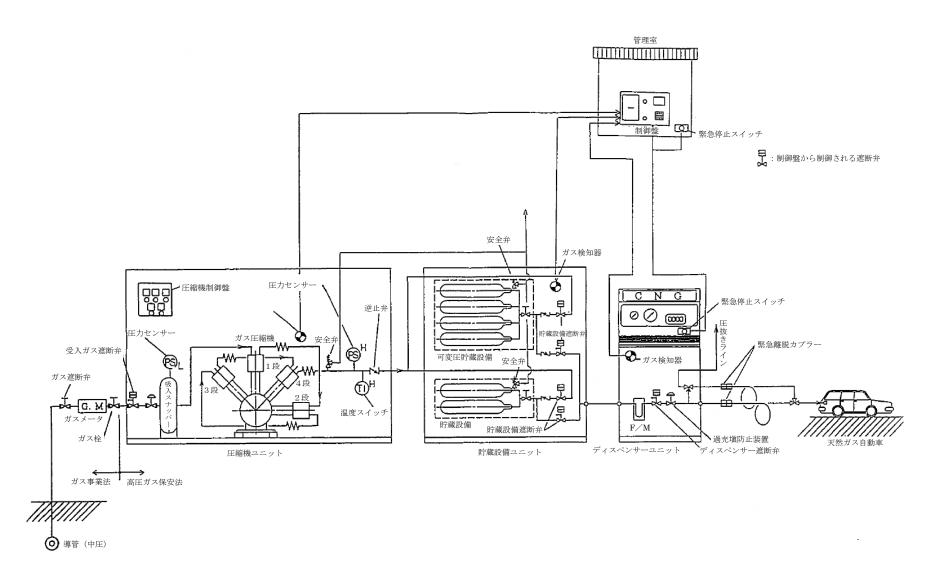


図1-2 圧縮天然ガススタンドの概要図 (例)

防火設備のポンプ機器の起動装置

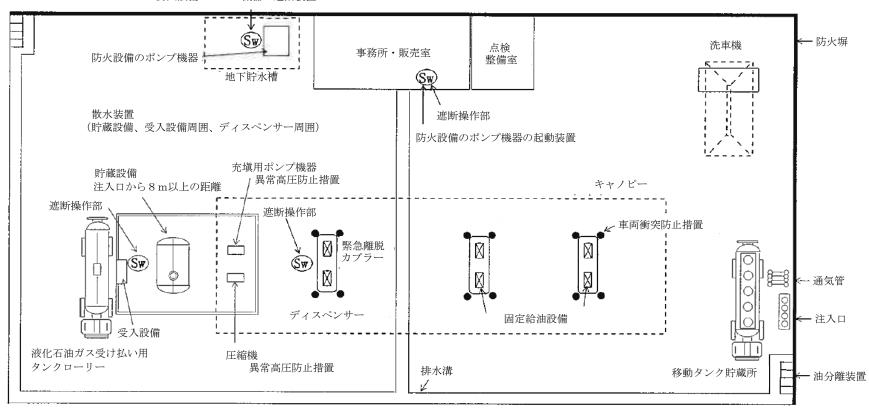


図2-1 液化石油ガス充填設備設置給油取扱所のモデル図

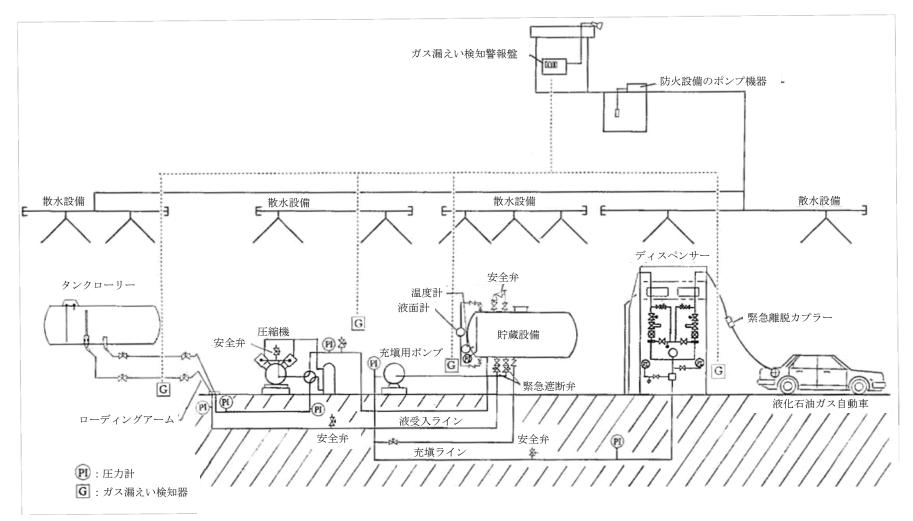


図2-2 液化石油ガススタンドの概要図 (例)

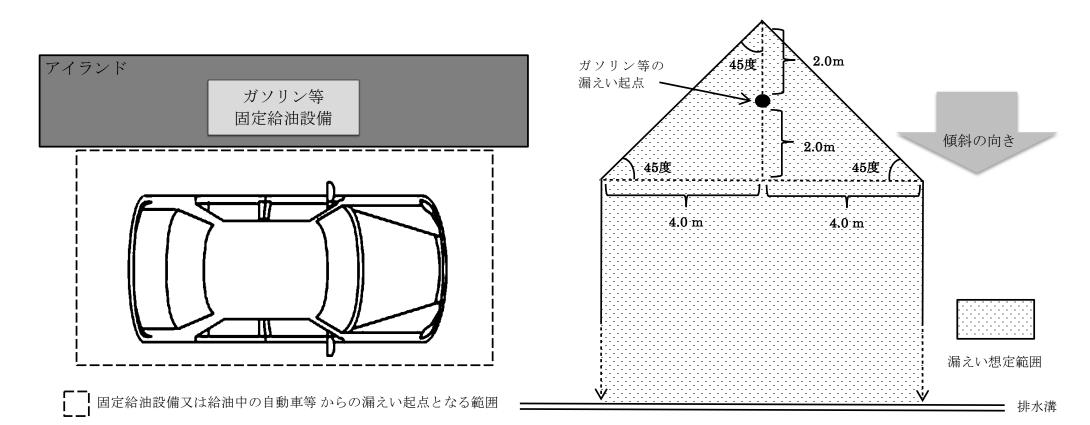


図3 漏えい起点となる範囲

図4 検証に基づく漏えい想定範囲

(給油ノズルの吐出量:毎分 50 リットル) 傾斜の勾配:1/100~1/75

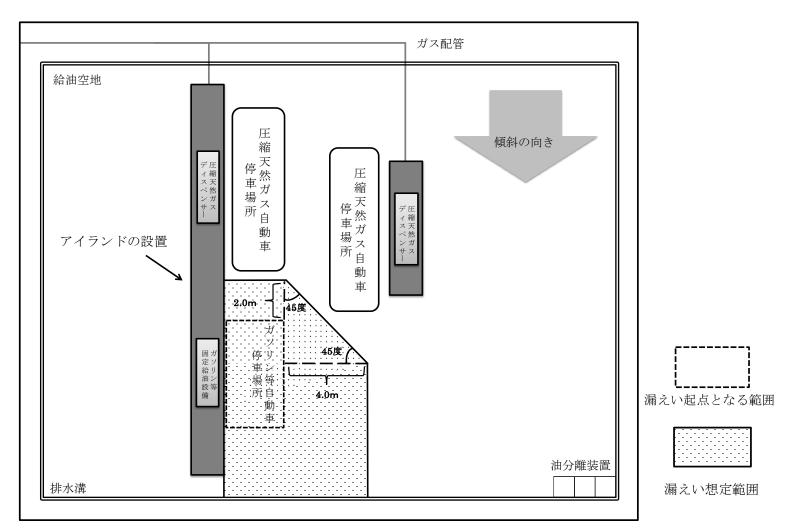


図5 具体例1 (給油ノズルの吐出量:毎分50リットル) 傾斜の勾配:1/100~1/75

条件

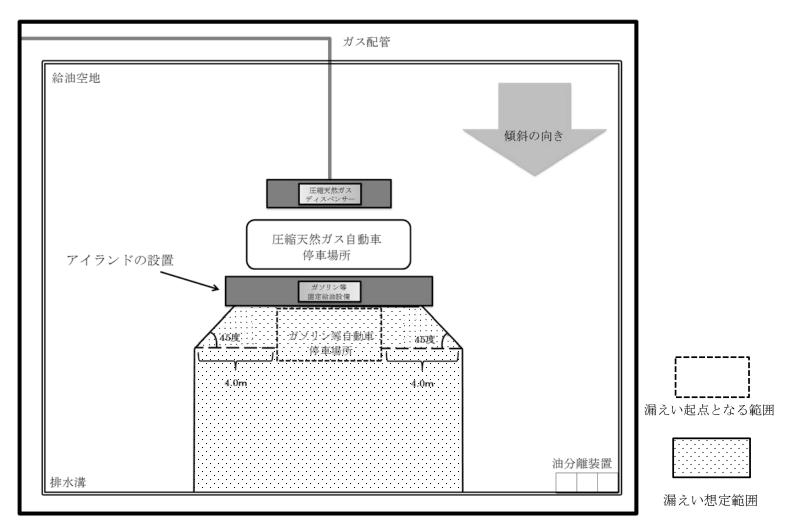


図6 具体例2

給油ノズルの吐出量:毎分50リットル 傾斜の勾配:1/100~1/75

「圧縮天然ガス等充塡設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」(平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号) 新旧対照表

各都道府県消防主管部長 殿

(傍線部分は改正部分)

 改 正 後
 現 行

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

一殿

消防庁危険物保安室長

消防庁危険物規制課長

<u>圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所</u>の技術上の基準に係る運用上の 指針について(通知) <u>圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所</u>の技術上の基準に係る運用上の 指針について(通知)

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)第17条第3項第4号並びに危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「則」という。)第27条の3及び第27条の4に基づく圧縮天然ガス又は液化石油ガス(以下「圧縮天然ガス等」という。)を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所(以下「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」という。)の技術上の基準については、下記のとおり運用上の指針を定めることとしたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いします。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成10年政令第31号)が平成10年2月25日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成10年自治省令第6号)が同年3月4日にそれぞれ公布され、ともに原則として同年3月16日から施行されることとなった。

なお、本通知は消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく技術的 助言であることを申し添えます。

今回の改正により、圧縮天然ガス又は液化石油ガス(以下「圧縮天然ガス等」という。)を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該圧縮天然ガス等を充てんするための設備を設ける給油取扱所(以下「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」という。)の技術上の基準が整備された。圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所については既に技術上の基準が定められ、「天然ガス充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成7年3月20日消防危第26号消防庁危険物規制課長通知。以下「26号通知」という。)により運用をお願いしているところであるが、今般、この技術上の基準に液化石油ガス充てん設備設置給油取扱所に係る事項が盛り込まれるとともに所要の整備が行われたため、これらに係る事項について下記のとおり運用上の指

記

第1 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備
- (1) (略)
- (2)液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、 貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とするものであること(図2-1、図2-2参照)。
- (3) 防火設備(一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号の防消火設備のうち防火設備をいう。第1-3(1)及び(3)を除き、以下同じ。)とは、火災の予防及び火災による類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。
- ア 圧縮天然ガススタンド(<u>一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。</u>)を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、 又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散 水装置等及び防火用水供給設備。

イ (削除)

イ 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵 |

針を定めたものである。貴職におかれては、その運用に遺憾のないように配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。 なお、これに伴い 26 号通知は廃止する。

記

- 第1 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- 1 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備
- (1) (略)
- (2) 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、 貯蔵設備、<u>充てん用ポンプ機器</u>、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とするものであること(図2-1、図2-2参照)。
- (3) 防火設備とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号又は液化石油ガス保 安規則第6条第1項第31号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災によ る類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。
- ア 圧縮天然ガススタンド (<u>イのものを除く。</u>) を設けた施設にあっては、当該圧縮天 然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペン サー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。
- イ 圧縮天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則第7条第2項に適合するものに限 る。)を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられる 散水装置等及び防火用水供給設備。
- ウ 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵

設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる 散水装置等及び防火用水供給設備。

2 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備 の技術上の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般高圧ガス保安規則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、<u>則第27条の3第6項各号に定める基準に適合すること</u>とされている。この場合、次の事項に留意すること。

(1) 圧縮天然ガススタンド関係

ア 圧縮機

- (ア) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあってはこの限りでない。
- (イ) <u>圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、</u>貯蔵 設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵 設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- (ウ) <u>自動車等の衝突を防止するための措置とは、</u>圧縮機を鋼板製ケーシングに収める 方法、圧縮機の周囲に防護柵又は<u>ポール等</u>を設置する<u>方法</u>があること。

設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる 散水装置等及び防火用水供給設備。

2 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備 の技術上の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般高圧ガス保安規則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「則」という。)第27条の3第6項各号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意すること。

(1) 圧縮天然ガススタンド関係

ア 圧縮機

- (ア) <u>圧縮機には、ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、当該圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置を設けること。</u>ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあってはこの限りでない。
- (イ) <u>圧縮機の吐出側直近部分の配管に逆止弁を設けることとされているが、</u>貯蔵設備 側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備 の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- (ウ) <u>自動車等の衝突のおそれがある場合に講ずる衝突防止措置としては、</u>圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又は <u>ポール</u>を設置する <u>方法</u> 等 があること。

イ (略)

イ (略)

- ウ ディスペンサー
- (ア) ディスペンサーの位置は、給油空地及び注油空地(以下「給油空地等」という。) 以外の場所とするほか、充填ホース を最も伸ばした状態においてもガスの 充填 を 受ける自動車等が 給油空地等に入らない等、自動車等が給油空地等においてガス の充填を受けることができない場所とすること。ただし、則第 27 条の 3 第 8 項の 規定による場合は給油空地に設けることができる。
- (イ) ディスペンサーを給油空地に設ける場合、則第27条の3第6項第6号イの規定 により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることか ら、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必要となるこ と。
- (ウ) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可 燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- (エ) 自動車等のガスの充塡口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充塡口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (オ) 著しい引張力が加わった場合に当該充塡ホースの破断によるガスの漏れを防止す <u>る措置とは、</u>自動車等の<u>誤発進等</u>により著しい引張力が加わった場合に離脱し、 遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。
- (カ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵又は ポール等を設置する 方法 があること。
- エ ガス配管
- (ア)ガス配管の位置は、給油空地等以外の場所とすること。ただし、則第27条の3 第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- (イ) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例として、次のような方法があること。

- ウ ディスペンサー
- (ア) ディスペンサーは、充てんホース を最も伸ばした状態においてもガスの <u>充てん</u>を受ける自動車等が <u>給油空地内</u> に入らない等、<u>自動車等が給油空地及び注油空地</u> (以下「給油空地等」という。) 内でガスの充てんを受けることができない場所に 設けること。

- (イ)ディスペンサーの充てんホースの先端には、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁を設けること。
- (ウ) ディスペンサーの充てんホースには、自動車等の<u>誤発進</u>により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーを設けること。
- (エ) 自動車等が衝突するおそれがある場合に講ずる衝突防止措置としては、ディスペンサーの周囲に防護柵又は ポール を設置する 方法等 があること。
- エ ガス配管
- (ア)ガス配管に自動車等が衝突することを防止するために講ずる措置の例としては、 次のような方法があること。

- a ガス配管 をキャノピーの上部等に設置する方法
- b ガス配管を 地下に埋設する方法
- c ガス配管を トレンチ内に設置する方法
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール 等を設ける方法があること。
- (エ)漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例として、ガスが有効に排出されない トレンチ内部があること。
- (オ) 則第27条の3第6項第4号ニ(3) ただし書に規定する配管の接続部の周囲に 設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界におけ る4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、 当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、可燃性蒸 気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有 する構造のものであること。
- (カ) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの 供給を<u>緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。</u> 遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガス を送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他 の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (2) 液化石油ガススタンド関係

- a キャノピーの上部等に設置する方法
- b ガス配管の周囲に防護柵又はポールを設ける方法
- c 地下に埋設する方法
- d トレンチ内に設置する方法
- (イ)漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例としては、ガスが有効に排出されないトレンチ内部があること。
- (ウ)漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置するガス配管の接続部を溶接しない場所にあっては、当該接続部の周囲にガスの漏れを検知することができる設備を 設けること。

ガスの漏れを検知することができる設備は、当該ガスの爆発下限界の4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものであること。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

- (エ) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を <u>緊急に停止するため、遮断弁及び遮断操作部を設けること。</u>遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (2) 液化石油ガススタンド関係

圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管については (1) ア((イ) を除 く。)、イ、ウ、エ((エ) のガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)

ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)の事項に留意するほか、受 入設備及び 充塡用ポンプ機器 については以下の事項に留意すること。

ア 受入設備

- (ア) ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所 とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油 空地等に入ることのない場所に設けること。
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵又は ポール 等を設置する 方法 があること。
- イ 充塡用ポンプ機器
- (ア) (略)
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、充塡用ポンプ機器 の周囲に防護柵又 はポール等を設置する方法があること。
- (3) 防火設備関係
- ア 防火設備の位置は、給油空地等以外の場所とすること。
- イ 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害 に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、2(1) の該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

- (1) 地下室
- 部分」という。) は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注 油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し(地上部分を高さ2m以上の不燃材料で

<u>の事項に留意するほか、</u>受入設備及び充てん用ポンプ機器については以下の事項に 留意すること。

ア 受入設備

- (ア) ローディングアーム、受入ホース等の受入設備は、給油空地等以外の場所であっ て、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に 入ることのない場所に設けること。
- (イ) 自動車等が衝突するおそれがある場合に講ずる衝突防止措置としては、受入設備 の周囲に防護柵又は ポール を設置する 方法等 があること。
- イ 充てん用ポンプ機器

(ア)(略)

- (イ) 自動車等が衝突するおそれがある場合に講じる衝突防止措置としては、充てん用 ポンプ機器の周囲に防護柵又はポールを設置する方法等があること。
- (3) 防火設備関係

防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に 際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

3 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及 3 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及 び設備の基準

> 地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、2(1) の該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

- (1) 地下室
- アー地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分(以下「地上 | アー地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分(以下「地上 部分」という。)は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注 油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し(地上部分を高さ2m以上の不燃材料で

造られた壁で区画する場合を除く。)、通気管の先端部から水平に4m以上の距離を有すること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5m以上とすることができる。

- (ア) 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備(令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下第1-3 (1)及び(3)において同じ。)を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められるものであること。
- (イ) 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。
- a 地上部分に高さ 60cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の 防火設備 を設けること。

b (略)

イ及びウ (略)

エ 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の<u>防火設備</u>を設けること。

オ~コ (略)

- (2) (略)
- (3) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

ア (略)

イ 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の<u>防火設備</u>を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。

ウ及びエ (略)

(4) その他

造られた壁で区画する場合を除く。)、通気管の先端部から水平に4m以上の距離を有すること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5m以上とすることができる。

- (ア) 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の <u>甲種防火戸又は乙種防火戸</u>を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められるものであること。
- (イ) 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。
- a 地上部分に高さ 60cm 以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の 甲種防火戸又は乙種防火戸 を設けること。

b (略)

イ及びウ (略)

エ 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の <u>甲種防火戸又は</u> 乙種防火戸 を設けること。

オ~コ (略)

- (2) (略)
- (3) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

ア (略)

イ 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の<u>甲種防火戸又は乙種防火戸</u>を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。

ウ及びエ (略)

(4) その他

ア及びイ (略)

- ウ <u>令</u>第17条第3項で準用する同条第2項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、令第17条第2項第10号の規定に抵触しない構造とすること。
- 4 その他の位置、構造及び設備の技術上の基準
- (1) 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものとすること。

- (2) 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から<u>漏れた</u>危険物が、受入設備、圧縮機、 貯蔵設備、<u>充填用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備(地盤面下</u> <u>に設置されたものを除く。)に達することを防止するための措置は、</u>簡易タンク及 び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火 設備との間に排水溝を<u>設置すること等をいうこと。</u>なお、排水溝は、散水装置等の <u>設置状況</u>及び水量を考慮して、<u>排水能力</u>(幅、深さ、勾配等)が十分なものとす ること。
- (3) 固定給油設備(懸垂式のものを除く。)、固定注油設備(懸垂式のものを除く。) 及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これらの設備 の周囲に防護柵又は ポール等を設置する 方法 があること。
- (4) 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備(ガスが通る部分)

ア及びイ (略)

- ウ <u>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)</u>第17条第3項で準用する同条第2項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、令 第17条第2項第10号の規定に抵触しない構造とすること。
- 4 その他の位置、構造及び設備の技術上の基準
- (1) 固定給油設備、固定注油設備、令第17条第1項第13号に規定するポンプ室等(以下単に「ポンプ室等」という。)及び専用タンク等の注入口から流出した危険物による火災が発生し、圧縮天然ガススタンド又は液化石油ガススタンドの設備又はその近傍に設けられた散水装置等から水が放出された場合、この水が危険物の漏えい場所付近に達することを防止するために講じる措置としては、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口と散水される範囲との間に排水溝を設置する方法等があること。なお、排水溝は、散水装置等の設置状態及び水量を考慮して、排水の能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものとすること。
- (2) 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から 流出した 危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、<u>充てん用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備(地盤面下に設置されたものを除く。</u>) が設置されている部分に達し、当該危険物による火災が発生した場合にその熱の影響がこれらの設備に及ぶことを防止するために講じる措置としては、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を 設置する方法等があること。なお、排水溝は、散水装置等の 設置状態 及び水量を考慮して、排水の能力(幅、深さ、勾配等)が十分なものとすること。
- (3) 固定給油設備(懸垂式のものを除く。)、固定注油設備(懸垂式のものを除く。) 及び簡易タンクに自動車等が衝突するおそれがある場合に講じる衝突防止措置と しては、これらの設備の周囲に防護柵又は ポール を設置する 方法等 があること。
- (4) 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備(ガスが通る部分)

で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に 防熱板等 を設置する 方法 があること。

5 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合(1) 要件

下記ア又はイのいずれかの要件を満たす場合は、則第27条の3第6項第4号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができる。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

- ア 給油空地において、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含 有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの(以下 「ガソリン等」という。)を取り扱わず、軽油のみを取り扱う場合。
- イ 次の(ア)~(ウ)に掲げる措置をすべて講じた場合
- (ア) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置した給油空地に設ける固定給油設備の構造及び設備は次によること。
- a 給油ホース (ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。) の先端部に、手動 開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
- b 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置 を備えたもの(ラッチオープンノズル)及び手動開閉装置を開放状態で固定できな いもの(非ラッチオープンノズル)の二種類があり、手動開閉装置を固定する装置 を備えた給油ノズル(ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。)にあっては、 次の(a)及び(b)によること。
 - (a) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動

で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に 防熱板 を設置する 方法等 があること。

的に停止する構造のものとすること。構造の具体的な例として、給油ノズル の給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固 定する装置が解除される構造等があること。

- (b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、 分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のも のとすること。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプ ラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時におけ る荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発進した場合等に は安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものである こと。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設 備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時 に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけで はなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
- c 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあっては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあっては、15 リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。
- d 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的 に停止する構造のものとすること。当該構造は次の(a)及び(b)によること。
 - (a) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他 の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

- (b) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態 を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100 リットルを標準とすること。
- e 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあっては、ホース機器。)には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。)によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとと もに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止 する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設 備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から 立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(イ) 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分(以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。)に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意すること。

a ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

(a)漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること(図3参照)。

(b)漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、(a)の漏えい起点となる範囲から、 当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、図4に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

- b 圧縮天然ガス充塡場所等について
- (a) 圧縮天然ガスを充塡するために自動車等が停車する場所 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充塡するため に自動車等が停車する場所とすること。
- (b) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管

<u>圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分</u> <u>とすること。</u>

<u>c</u> その他

<u>a 又は b に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の</u> 添付書類においてその場所(範囲)を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜 に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例を図 5、図 6 に示 す。

(ウ)火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内の すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に 停止するための装置(緊急停止スイッチ)を設けること。火災その他の災害に際し 速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等において も速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給 油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(2) その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

第2 留意事項

- 1 消防法上の設置の許可に係る事項
- (1) <u>圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所</u>を設置する場合は、消防法(昭和23年 法律第186号)第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安 法第5条及び第14条)を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を 受けた後に消防法の許可申請を受理する必要が<u>あること。</u>なお、則第27条の3第 6項<u>第4号</u>から<u>第6号</u>に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定(圧縮天然ガ スタンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石 油ガススタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。 これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。)に適合していることの確 認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

(2) (略)

2 予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に 関する事項を <u>定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給</u> 油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油 設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めるこ

第2 留意事項

- 1 消防法上の設置の許可に係る事項
- (1) <u>圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所</u>を設置する場合は、消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安法第5条及び第14条)を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要がある。なお、則第27条の3第6項<u>第3号</u>から<u>第5号</u>に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定(圧縮天然ガスタンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。)に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。
- (2) (略)
- 2 予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に 関する事項を 定めること。

